

厚生労働省
千葉労働局発表
平成27年5月29日

【照会先】千葉労働局職業安定部
職業安定課長 石橋 登
職業安定課長補佐 山口 裕司
電 話 043-221-4081

報道関係者各位

千葉県内初の雇用対策協定を館山市と締結

—6月2日に雇用対策協定締結式を実施—

千葉労働局長（小澤 真一）は、館山市長（金丸 謙一）と地域の雇用対策を一体的に進めていくため、「雇用対策協定」を締結し、6月2日（火）10時30分より館山市役所にて締結式を行います。

この締結によって、地域へのUIターン就職や企業誘致による雇用創出と誘致企業の人材確保等の支援を、これまで以上に連携して一体となって推進します。

雇用対策協定とは、国と地方自治体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために、労働局長と地方自治体の首長が締結する協定です。

以下の3点を目的として、これまで以上に地域の雇用問題へ一体的に取り組めます。

- ① 地域の雇用問題のうち、地方自治体と連携・協力して重点的に取り組む課題について明確にし、共通認識を持つこと。
- ② ①の課題に対し、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方公共団体の対策を一体的に実施すること。
- ③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために国と地方自治体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り、実務的な連携を強化すること。

国と地方自治体の雇用対策協定について

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体（平成27年3月時点）】

| | | | | | | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|------|------------|-----|------------|
| 北九州市 | （平成22年3月） | 横浜市 | （平成23年1月） | 福岡市 | （平成23年3月） | 久留米市 | （平成24年3月） | 北海道 | （平成24年12月） |
| 宮古島市 | （平成25年1月） | 広島市 | （平成25年1月） | 奈良県 | （平成25年6月） | 堺市 | （平成25年11月） | 滋賀県 | （平成25年11月） |
| 京都府 | （平成26年2月） | 高知県 | （平成26年3月） | 岩手県 | （平成26年3月） | 鳴門市 | （平成26年11月） | 神山町 | （平成27年1月） |
| 三好市 | （平成27年2月） | 長崎県 | （平成27年2月） | 東京都 | （平成27年2月） | 阿南市 | （平成27年3月） | 鳥取県 | （平成27年3月） |
| 熊本市 | （平成27年3月） | 沖縄市 | （平成27年3月） | 浜松市 | （平成27年3月） | 山口県 | （平成27年3月） | 長野県 | （平成27年3月） |
| 宮崎県 | （平成27年3月） | 青森県 | （平成27年3月） | 大阪府 | （平成27年3月） | | | | |

協定の締結の効果

- ① 地域の雇用問題のうち、地方自治体と連携・協力して重点的に取り組む課題について明確にし、共通認識を持つことができる。
- ② ①の課題に対し、国と地方自治体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方自治体の対策を一体的に実施することができる
- ③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために、国と地方自治体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り、実務的な連携を強化することができる
- ④ 協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に密な連携を図ることができ、成果を共有することができる

※実際に締結した労働局・自治体においては、これまで以上の新たな連携策を実施することができている。